

# 第2回 公正競争ワーキンググループ 事業者ヒアリング資料

2024年2月19日

### 目次



- 1. 市場環境の変化
- 2. 基本的考え方
- 3. NTT東西によるネットワーク提供
- 4. 将来にわたる安定的なネットワーク基盤の提供に向けて
- 5. 自己設置義務·重要設備譲渡認可
- 6. NTT東西のさらなる効率化
- 7. NTT東西の業務範囲規制
- 8. NTT持株の業務範囲規制
- 9. 累次の公正競争条件
- 10. 移動体事業の禁止行為規制
- **11.** 電話の時代のルール(LRIC・電報)

#### 1. 市場環境の変化



- 電話中心であったNTT民営化当時に比べ、現在はインターネットや携帯電話、アプリ等が主流となり、海外プラットフォーマーを含めたグローバルな競争が進展する等、技術の進歩とともに、市場環境は大きく変化。
- 今後の我が国産業の国際競争力強化に向けては、IOWN・6G等の推進が不可欠である一方、電話の時代に制定された規制・ルールは変わっておらず、市場の変化を踏まえた抜本的な見直しを検討すべき。

今後 NTT民営化当時(1985年) 現在 インターネット・モバイル・SNS・アプリが中心 電話中心 サービス (携帯電話2.1億、LINE9,500万、 (固定電話:4,530万契約) 東西の加入電話等1,354万) 携帯電話:ドコモ35.2% (MVNO除く) \*1 固定電話:NTT独占 シェア :東西59.0% ※1 ※2 IOWN・6Gの推進 メタル設備 モバイル (5G) / 光ファイバ ORANの展開 交換機(国内ベンダ) ルータ等(海外ベンダ) 技術 NTN<sup>※3</sup>の拡大 等 スマートフォン・タブレット(海外ベンダ) 電話機(独占) GAFAMがグローバルに事業展開 (海底ケーブル・通信レイヤ等への参入) 国内での競争導入 環境 (NCC参入) 経済安全保障の重要性の高まり

※ 1 総務省公表「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2023.9末)より

※2 西日本のシェア40%未満のエリアも存在(三重県・奈良県等)

※3 Non-Terrestrial Network: 非地上系ネットワーク。衛星・HAPS等

# 2. 基本的考え方①



- 市場の変化を踏まえて、新しいルールを検討するうえでは、「電気通信市場における公正競争」の確保に 着目したうえで、将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議 論していくことが重要。
- また、固定電話の利用は大幅に減少、2035年頃を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、ユニバーサルサービスを含め、メタルの時代から新たなルールへと転換していくことが必要。
- 特にユニバーサルサービスについては、今後は、利用者利便や国民経済の観点からは、モバイルが中心になるべきと考えており、新たなユニバーサルサービスの仕組みの検討と、それを踏まえた各種ルールの設計が必要になると考える。

# 2. 基本的考え方②



- 公正競争WGの検討項目で示されているNTT法等の規定に関する議論をするにあたっても、**将来にわた** る国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論していくことが重要。
- 当社としては、NTT法の責務等を見直し、以下を実現していくことが必要と考える。
  - 国民の利便性向上のためには、電話をユニバーサルサービスとして引き続き確保したうえで、ブロードバンドサービス等も含めてユニバーサルサービス責務を確立することが重要。そのうえで、モバイル(無線)を軸として固定やNTN(HAPS・衛星)等の手段を用いて、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを実現。
  - ・ <u>研究開発推進責務・普及責務の撤廃</u>により、IOWN等の研究開発成果を活用した<u>国際競争力・産</u> 業力強化を実現。
  - NTT持株・東西の業務範囲規制の見直しにより、研究開発成果を用いた事業展開の加速、地域産業の活性化や地方創生の推進等を実現するとともに東西の効率化に向けた各種規制(自己設置義務・東西統合禁止等)を見直し。
  - <u>NTTドコモのみに課せられている禁止行為規制</u>や、メタル縮退を踏まえた<u>LRICやプライスキャップ規制</u>等については、市場の変化にあった公正競争確保のルールに見直していくことが必要。

# 3. NTT東西によるネットワーク提供



- 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワー クの提供等を行っていく。
- なお、「NTT東西が設備を譲渡する等により加入者回線の設備シェアを50%未満とし、第一種指定電気通 信設備に係る規制を逃れることが可能」との指摘があるが、NTT東西としてそのようなことを行う考えはない。 仮に、法的な担保が必要ということであれば、一種指定を外れる際には総務大臣の認可を必要とする等、電 **気通信事業法で規定**することも考えられる。

東日本:約600社

西日本:約600社

**%** 1

東日本:約200社 西日本:約140社

**※** 1 **※2** 

すべての事業者に 公平に提供

接続

- ・接続約款の認可 (電気通信事業法第33条)
- ・総務省にて不当な優先的取扱い (同法第30条、第31条)の 遵守状況を毎年検証

### 卸売

#### NTT東西

- NTT東西それぞれの利用事業者数を記載
- ※ 2 NTT東西の光回線の接続メニュー(シングルスター・シェアドアクセス)ごとの利用事業者数を単純に合算 5

遵守状況を毎年検証

料金等の届出義務

(電気通信事業法第38条の2)

・総務省にて卸料金の適正性と不当な

優先的取扱い(同法第30条)の

# 4. 将来にわたる安定的なネットワーク基盤の提供に向けて



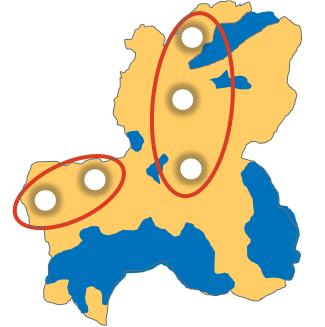
- NTT東西は、日本の情報通信インフラを支えていく会社として、将来にわたって安定的にその責任を果たしていくことが重要。
- 固定電話の赤字が拡大し、光の純増が鈍化する中、さらなる抜本的なコスト改革や新たな成長を実現し、安定的なネットワーク基盤の運営だけでなく、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要。
- その実現に向け、電気通信市場における公正競争に大きな影響を与えない範囲で、**テクノロジーの変化** に伴う機動的な資産の効率化・投資、効率化追求のための東西統合、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保し、NTT東西をよりサステナブルな企業へと変革させていきたい。

# 5. 自己設置義務·重要設備譲渡認可



- 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中\*、NTT東西は設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。
  ※モバイルでは基地局等の共用化が進展中
- また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、NTT東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担う エリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話もブロードバンドも含め て、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能としていただきたい。

#### く岐阜県における光エリアの状況>



NTT西日本光サービスの提供エリア他事業者のみ光サービス提供エリア※ (NTT西日本未提供)未光化エリア

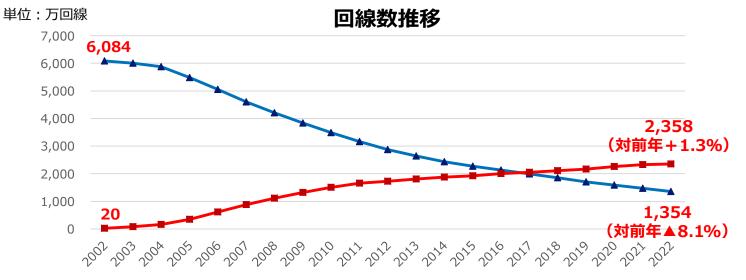
※ 他事業者のみエリアについては公表されていないため NTTにて推計(一部、非居住地域も含まれる)

### 6. NTT東西のさらなる効率化



- NTT東西分社時(1999年)から、市場の環境は大きく変化しており、かつてのNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話(加入電話・ISDN等)は赤字が拡大し、さらに光サービスの純増についても今後の大幅な拡大は見込めない状況。
- こうした中で、NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要。
- 上記を踏まえ、将来的に経営の必要に応じて**NTT東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可** 能となるよう見直していただきたい。

#### <NTT東西の固定電話・光サービス>



#### 対前年純増減数

単位:万回線

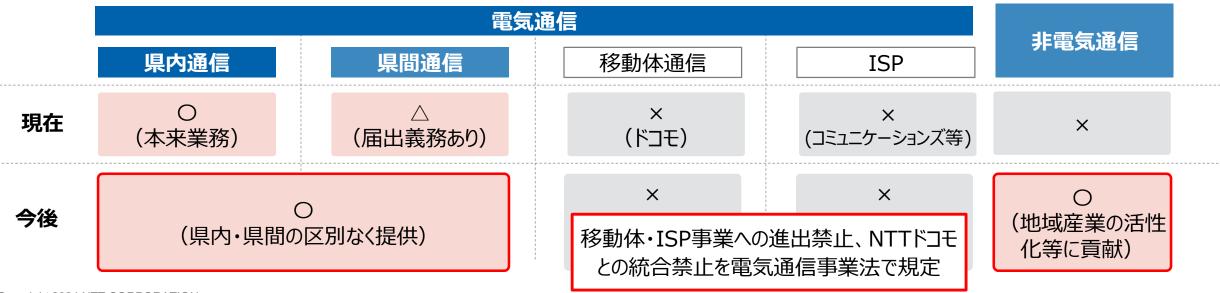
	2007年度	2012年度	2017年度	2022年度
固定電話	<b>▲</b> 446	▲291	<b>▲</b> 147	<b>▲</b> 119
フレッツ光 (コラボ光含む)	+270	+74	+48	+31

### フ. NTT東西の業務範囲規制



- NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより固定電話においても同様であることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっている。
- また、地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、**NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要**。
- NTT東西として、公正競争に与える影響の大きい**移動体事業やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を 行う考えはない**が、これらについて**担保措置が必要**ということであれば、**電気通信事業法でNTT東西のそうし た事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定**することも考えられる。

#### <東西のNTT法における業務範囲規制>



# (参考) NTT東西の業務範囲外となる事例



4K・360度カメラ・センサー

- 地域や企業から寄せられる非通信業務も含めた、ご要望に対し、NTT東西は一元的な対応(プロジェクトマネジメント等)を実施することができず、現状は子会社等を交え、個別にサービス提供をせざるを得ない
  - ⇒ 会社が分かれることにより、お客様にとって手続き・対応等が煩雑となり、利用者の利便性が低下している

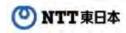
#### ワクチン接種BPOソリューション(各社ごとの提供)



#### 実施不可 (子会社等で提供)

コンタクトセンタ

- ·予約受付
- ·問合せ対応



NWサービス提供

#### ワクチン接種を 支える 総合的なBPO ソリューション

実施不可 (子会社等で提供)

- ・接種券の印刷
- ·封入、郵送代行

#### 実施不可 (子会社等で提供)

- •接種会場設営
- 運営支援
- ·消毒·清掃作業



#### 農業×再エネによる循環型地域社会の形成





運転状況の 遠隔モニタリング



\\_\_\_\_\_

雷力·熱







資源の循環と新たな産業の創出



生産した 農作物 働<場を創り、 若者の移住・定住 を促す



家庭・事業者(レストラン・スーパーマーケット等)

域外へ販売し 外貨を獲得

# 8. NTT持株の業務範囲規制



- NTT持株の業務範囲が、NTT法により「地域会社の株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、研究」に限定されている。
- 研究所が持株会社に属しているにも関わらず、NTT法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられない。
- NTT持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能としていただきたい。

### 9. 累次の公正競争条件



NTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェアの分社時、NTT東西・NTTコミュニケーションズの再編成時に策定された累次の公正競争条件のうち、以下については、市場や競争環境の変化を踏まえた見直しを行うべき。

- NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性
- NTT持株・NTT東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの共同調達の禁止
  - ※共同調達については、2020年に例外的に認められましたが、対象資材が電子計算機や通信装置等に限定されているため、さらなるコスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、共同調達の対象資材の制限を撤廃していただきたい。

# 10. 移動体事業の禁止行為規制



- NTTドコモに課せられている規制について、モバイル市場での競争の進展に伴い、NTTドコモの携帯電話等の契約数シェアは、分社時に約6割だったものが、現在は約4割以下(2023年9月末時点で35.2%)まで減少する等、競争優位性はなくなってきている。
- また、MVNOに対する影響力にMNO3社の差異はなく、NTTドコモのみに事前規制や事後的な検証を 課されることは適当ではない。

# **11. 電話の時代のルール(LRIC・電報)**



- NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を 行っていく考えですが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、**電話時代の規制・ルール(LRIC** 方式による固定電話の接続料算定やプライスキャップ規制等)は廃止すべきと考えます。
- 加えて、国際電報だけでなく国内電報についても、EメールやSNS、電話や他社の電報類似サービスといった代 替手段の普及等により、大幅に利用が減少している状況であることから、事業環境によって提供条件を自由 に変更できるよう認可制を廃止していただきたいと考えます。

#### <電報事業における収支および取扱件数の推移>



**─**通数 (万通)